

平成15年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成15年6月25日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 瑞穂市助役の選任について
- 日程第5 議案第2号 瑞穂市収入役の選任について
- 日程第6 議案第3号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第7 議案第4号 瑞穂市教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第5号 瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第6号 瑞穂市固定資産評価員の選任について
- 日程第10 議案第7号 損害賠償の額を定めることについて（交通事故）
- 日程第11 議案第8号 損害賠償の額を定めることについて（防球ネット）
- 日程第12 議案第9号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 瑞穂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 議案第10号 瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて
- 日程第17 議案第13号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について
- 日程第18 議案第14号 平成15年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第19 議案第15号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第16号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第21 議案第17号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第22 議案第18号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第19号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第20号 平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第25 議案第21号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成15年度瑞穂市水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正 信
4番	吉村 武 弘	5番	太田 定 敏
6番	日高 清	7番	小川 勝 範
8番	小寺 徹	9番	藤橋 禮 治
10番	山本 訓 男	11番	広瀬 捨 男
12番	清水 貞 夫	13番	加藤 茂 晃
14番	星川 睦 枝	15番	棚瀬 悦 宏
16番	武藤 善 照	17番	日比野 昇
18番	土屋 勝 義	19番	澤井 幸 一
20番	辻 文 雄	22番	馬淵 金 雄
23番	西岡 一 成	24番	松野 周 一
25番	西岡 妙 子	26番	佐藤 多喜夫
27番	広瀬 正 雄	29番	児玉 春 一
30番	進藤 末 次	31番	松野 武 則
32番	吉本 幸 一		

本日の会議に欠席した議員

3番	岡田 均	21番	松野 義 和
----	------	-----	--------

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	松野 幸 信	収 入 役 職 務 代 理 者	馬淵 哲 男
教 育 長 職 務 代 理 者	福野 正	市 長 公 室 長	青木 輝 夫
総 務 部 長	関谷 巖	市 民 部 長	松尾 治 幸
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	河合 和 義	都 市 整 備 部 長	水野 年 彦
水 道 部 長	松野 光 彦	調 整 監	今村 章 二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開会 午前 9 時 42 分

開会及び開議の宣告

議長（吉本幸一君） おはようございます。ただいまの出席議員は29名でございます。定足数に達しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより平成15年第1回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（吉本幸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号7番 小川勝範君、8番 小寺 徹君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（吉本幸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から7月4日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9 時 44 分

再開 午前 9 時 52 分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど日程につきまして御異議がありましたので、採決をいたします。

会期を10日間とすることに賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 賛成者多数でございます。したがって、会期は10日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（吉本幸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず1点目は、山田隆義議員の失職の件でございます。

平成15年6月1日執行の瑞穂市長選挙において、議席番号28番 山田隆義君が立候補の届け出をされました。山田隆義君は、公職選挙法第90条の規定により立候補の届け出がされた5月25日に議員を辞職したものとみなされたので、瑞穂市議会議員の数は31名となりました。なお、議席番号28番は空席の欠番とし、議席の変更は行いません。

2点目は、選挙管理委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生についてであります。瑞穂市が設置されましたことに伴い、地方自治法第182条第8項の規定により選挙管理委員会委員長から速やかに選挙を行われたい旨の通知がありましたので報告をいたします。

3点目は、平成15年第2回もとす広域連合議会臨時会について、進藤末次君から報告を願います。

30番（進藤末次君）議長から御指名がありましたので、もとす広域連合議会の報告をいたします。

もとす広域連合臨時議会が6月5日に真正町役場の議場で開会されました。

議案は、専決処分の承認2件と人事案件3件というものであります。専決処分は、瑞穂市を含めて町村合併による関係条例の整理であり、人事案件は、瑞穂市の市長選挙や今回の町長選挙の中で当選された町長の副広域連合長の選任が中心でした。

この中で報告しておかなければならないのは、もとす広域連合議会の議員配置定数に関するものでありまして、5月26日に議会運営委員会を開催されましたが、この中で議会運営委員の定数が7名となっていて、各町村から1名ということにはなっていないということであります。この問題をどうするかということで、この議会運営委員会には、瑞穂市からは1名が出ておりましたので、6名の委員が出席しておりましたけれども、じゃあこの問題どうするかということで、今、これを規約とかそういうものを変えると、来年2月にまた本巢市ができるわけです。そういうことから、一応条文の中には、各町1名という形ではなく、7名の定数とするということだけですので、今回はもう1名、瑞穂市から選出をしてもらって7名というままでやっさいこうと。そして来年の2月に本巢市が発足する、そういう中で、規約の見直しとかそういうことをやろうではないかということが決められたわけでございます。

それともう一つは、瑞穂市ができたことによって、瑞穂市からの選出議員が変わりました。そういうこともあって、監査委員がそれまでは穂積町議会の西岡一成議員でありましたが、その補充というんですか、そのかわりの監査委員は、やはり瑞穂市から選出してほしい、こういうことがありまして、こういう内容は一人で決めるわけにはいきませんので、急遽6月2日にもとす議員が全部集まりまして、この問題を相談したわけでございます。議会運営委員のもう1人ということは、山本訓男議員になっていただく。それから監査委員については、辻文雄議員になっていくということで瑞穂市の方では大体決めまして、そのことを今回の本会議の中で確認をしてもらうということが一番大きな問題でございます。

現実の問題として、今瑞穂市も含めてもとす広域連合があるわけですがけれども、来年の2月には、北部の方が合併をして本巢市になる。この時点で、もう一度この問題、早く言えば人事の案件とか規約の案件、そういう見直しをしようではないかということが申し合わされたことを報告しておきます。以上でございます。

議長（吉本幸一君） ありがとうございます。

最後に4点目でございますが、平成15年6月19日、東京日比谷公会堂におきまして、第79回全国市議会議長会定期総会が開催をされました。出席いたしましたのでその報告をいたします。

総会には、小泉内閣総理大臣、衆参両議院議長、片山総務大臣が来賓祝辞を述べられ、盛大に開催されましたが、瑞穂市は全国で700番目の市として全国市議会議長会の加入が認められ、本年4月1日より市制施行した7市とともに壇上で紹介がされました。

また、総会では、6月18日に決定した三位一体の改革について、補助金が4兆円削減をされ、交付税は財政保障機能が低下・縮小するなど、今後、地方財政にとって非常に厳しい時代を迎えることになるとのことございました。

なお、詳細は事務局に資料が保管してありますので、ごらんをいただけたらと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成14年度会計の繰越明許費、または継続費の状況について報告をさせていただきます。

穂積町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、翌年度へ繰り越す金額が1億271万3,385円。巢南町一般会計繰越明許費繰越計算におきましては、翌年度へ繰り越す金額が1,300万円。巢南町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算におきましては、翌年度へ繰り越す金額が3,000万円。また、穂積町下水道特別会計継続費繰越計算におきましては、翌年度繰越額が950円となりましたので報告させていただきます。

議長（吉本幸一君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第1号から日程第12 議案第9号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第4、議案第1号瑞穂市助役の選任についてから日程第12、議案第9号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成15年第1回瑞穂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様

は出席をいただき、ありがとうございます。

6月1日の市長選挙におきまして、市政を担当させていただくこととなりました。穂積町と巢南町が合併して誕生しました瑞穂市が、着実な歩みを進め、市民が誇れる、他のまちの人々がうらやむ瑞穂市となるよう努力してまいります。

少子・高齢化、情報化、国際化は、予想以上の速さで進み、私たちの生活も世の中も急速に大きく変わってきております。今まで経験のない全く新しい時代が、社会がやってきます。その時代にふさわしい地域コミュニティが何かを考え、構築しなければなりません。合併の目標は、この時代の大きな変化の中でも、安心して暮らせるコミュニティを実現できる自治体の創造であります。単なる地方行政単位の規模の拡大や効率化のみでは、合併の意義を失うことになると思います。

平成15年瑞穂市最初の年は、合併の目的を具現化するための基礎固めの年として、次の三つの目標を掲げました。

一つ、瑞穂市づくりに市民が心をつなぐこと。穂積町・巢南町の歩んできました道や今の姿には、それぞれ特質があります。その中より、新しいまちづくりにおいて変わらなければならないものと変わってはいけないものを見きわめ、お互いのよいところを認め合い、快適で住みよい活力を見出す創造都市の実現に向けて、市民一人ひとりができることを見つけ努力することが大切であります。

2番として、旧2町の継続事業及び合併協議の合意事項を着実に進めること。合併以前から進められてきました事業はそれぞれに目的があり、地域住民のニーズにこたえるものであります。また、合併協議の合意事項は、現在における瑞穂市のあるべき姿を確認し合ったものであります。この各事項の推進は、まちづくりに必要であり、かつ市民の信頼関係をより強化にするものと思っております。

3．行政事務の改善、コストの低減、サービスの向上、これに努め、財政バランスを把握すること。行政費用を引き下げ、市民のニーズにこたえるため、行政事務を見直し、事務改善を図らなければなりません。また、市制を施行することにより、福祉事務所の設置等新規事業も発生するため、歳入歳出の財政バランスを見きわめ、健全財政を維持しつつ諸事業に投下できる財政規模を見きわめる必要があります。財政状況を把握することにより、新市計画の事業の具体的計画の策定を進めることができます。

以上の三つを目標といたしまして事業を進めてまいりたいと思っております。皆様の格段の御指導、御協力をお願いする次第でございます。

さて、本議会に提出し、御審議をお願いいたします案件は、人事に関するもの6件、損害賠償に関するもの2件、条例の改廃に関するもの3件、土地改良事業の賦課に関するもの1件、工事委託に関するもの1件、平成15年度予算に関するもの9件の22件であります。

まず先議をお願いしたい議案9件について、概要を説明させていただきます。

議案第1号瑞穂市助役の選任については、元巣南町長 福野寿英氏を当市の助役として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号瑞穂市収入役の選任については、瑞穂市吏員 河合和義氏を当市の収入役として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号瑞穂市監査委員の選任については、市議会議員 土屋勝義氏、税理士 大石英博氏の2名を監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号瑞穂市教育委員会委員の任命同意については、伊藤光顕氏、高原猛氏、木寺清勝氏、田口博子氏の4氏を新市発足に伴い旧2町の教育委員会の委員より選任をいたしておりましたが、引き続き任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任については、馬淵正彦氏、橋田勲氏、牧野泰蔵氏の3氏を新市発足に伴い旧穂積町及び旧巣南町の固定資産評価審査委員会委員の中から選任しておりましたが、引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第6号瑞穂市固定資産評価員の選任については、市長の指揮により固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助するために固定資産評価員を設置いたしたく、またそれに伴いまして、税務課長 伊藤脩祠氏を委員に任命いたしたいと思うわけでございます。

議案第7号損害賠償の額を定めることについては、市の公用車が起こした交通事故の損害を賠償するに当たり、当方が損害額の30%を負担することで一応の合意を見るに至ったため、相手方と示談し、賠償を行うことについて議会の議決を求めるものであります。

なお、交通事故につきましては、常々注意するよう職員を指導しておりますが、今後さらに注意を喚起してまいります。

議案第8号損害賠償の額を定めることについては、市が管理する施設 —— 防球ネットであります —— の管理に落ち度があつて、通行車両に損害を与える事故が発生いたしました。この損害を賠償するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

今回の事故は、全く偶然が重なった事故であります。今回の事故を契機に、今後はさらになお万全を期して施設管理に当たってまいります。

議案第9号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については、所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、市税条例の所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、たばこ税関係で、平成15年7月1日以降に売り渡しが行われるたばこについては、市たばこ税が1,000本につき309円引き上げとなるので、これが平成15年7月1日施行となります。また、固定資産税特別土地保有税については、緑資源公団が独立行政法人に

改組されたことによる改正、また個人市民税について一定の上場株式等の配当及び特定株式等の譲渡所得金額に係る課税方法の改正等であります。軽自動車税におきましては、軽自動車税の申告書等の様式の統一化が図られるものであります。これは平成16年4月1日に施行になります。

今回、本議案を先議案件としてお願いをいたしましたのは、たばこ税の施行期日が本年7月1日からとなっておりますので、この関係からでございます。皆様の御理解を賜りたくお願いする次第でございます。

以上、先議をお願いしております議案9件について概要を説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（吉本幸一君） ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前11時02分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第1号瑞穂市助役の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号は委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号瑞穂市助役の選任についてを採決いたします。

議案第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第1号瑞穂市助役の選任については同意することに決定をいたしました。

日程第5、議案第2号瑞穂市収入役の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第2号は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号瑞穂市収入役の選任についてを採決いたします。

議案第2号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第2号瑞穂市収入役の選任については同意することに決定をいたしました。

日程第6、議案第3号瑞穂市監査委員の選任についてを議題といたします。

まず、土屋勝義君を監査委員に選任する同意の件から議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、土屋勝義君の退場を求めます。

〔18番 土屋勝義君退場〕

議長（吉本幸一君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております土屋勝義君の監査委員に選任する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから土屋勝義君の監査委員に選任する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、土屋勝義君を監査委員に選任する同意の件は同意することに決定をいたしました。

土屋勝義君の入場を許します。

〔18番 土屋勝義君入場・着席〕

議長（吉本幸一君） 次に、大石英博君を監査委員に選任する同意の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております大石英博君を監査委員に選任する同意の件は、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから大石英博君を監査委員に選任する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、大石英博君を監査委員に選任する同意の件は同意することに決定をいたしました。

土屋勝義君及び大石英博君の両名について同意されましたので、議案第3号瑞穂市監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

日程第7、議案第4号瑞穂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、伊藤光顕君を教育委員会委員に任命する同意の件から議題といたします。

これより質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております伊藤光顕君を教育委員会委員に任命する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから伊藤光顕君を教育委員会委員に任命する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、伊藤光顕君を教育委員会委員に任命する同意の件については同意することに決定をいたしました。

次に、高原猛君を教育委員会委員に任命する同意の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております高原猛君を教育委員会委員に任命する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから高原猛君を教育委員会委員に任命する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、高原猛君を教育委員会委員に任命する同意の件については同意することに決定をいたしました。

次に、木寺清勝君を教育委員会委員に任命する同意の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております木寺清勝君を教育委員会委員に任命する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから木寺清勝君を教育委員会委員に任命する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、木寺清勝君を教育委員会委員に任命する同意の件については同意することに決定をいたしました。

次に、田口博子君を教育委員会委員に任命する同意の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております田口博子君を教育委員会委員に任命する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから田口博子君を教育委員会委員に任命する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、田口博子君を教育委員会委員に任命する同意の件については同意することに決定がされました。

伊藤光顕君、高原猛君、木寺清勝君及び田口博子君の4名について同意されましたので、議案第4号瑞穂市教育委員会委員の任命については同意することに決定がされました。

日程第8、議案第5号瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

まず、馬淵正彦君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件から議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております馬淵正彦君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから馬淵正彦君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、馬淵正彦君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件については同意することに決定がされました。

次に、橋田勲君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております橋田勲君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから橋田勲君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、橋田勲君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件については同意することに決定をいたしました。

次に、牧野泰蔵君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております牧野泰蔵君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから牧野泰蔵君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、牧野泰蔵君を固定資産評価審査委員会委員に選任する同意の件については同意することに決定をいたしました。

馬淵正彦君、橋田勲君及び牧野泰蔵君の3名について同意されましたので、議案第5号瑞穂市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定をいたしました。

日程第9、議案第6号瑞穂市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第6号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号瑞穂市固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

議案第6号を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第6号瑞穂市固定資産評価員の選任については同意することに決定をいたしました。

日程第10、議案第7号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第7号は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

議案第7号を原案のとおり議決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第7号損害賠償の額を定めることについては議決することに決定をいたしました。

日程第11、議案第8号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第8号は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

議案第8号を原案のとおり議決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第8号損害賠償の額を定めることについては議決することに決定をいたしました。

日程第12、議案第9号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

23番（西岡一成君） 本議案に対する質疑ではないんですけれども、採決に関する態度の問題についてでありますから、討論の場でやるのが本意かもわかりませんが、一言発言をしておきたいと思います。

本議案につきましては、けさ執行部よりいただきまして、それから提案説明も受けたわけですが、議案が約10ページ、それから資料が13ページ、内容につきましては、個人市民税関係、固定資産税、特別土地保有税関係、軽自動車税関係、市たばこ税関係、これだけの内容がございます。それで、議案の方も読ませていただこうと思って努力したんですが、残念ながら最後まで読み切れない状態であります。そして、瑞穂市税条例の一部を改正する条例の改正概要の文章につきましては、そこまで残念ながら目を通すことができませんでした。したがって、その内容につきましても、1回読んだ部分についてもなかなか理解ができておりません。納得をするも、議案に反対をするも、その態度を決める状況までには至っていない、これが現状でございます、率直に申し上げまして、お恥ずかしいことながらですね。したがって、採決については態度保留、つまり結果的には棄権ということになるかと思しますので、よろしくお願いを申し上げたいということをこの場で申し上げておきたいと思っております。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

8番（小寺 徹君） 私も午前中の説明を受けて質問したんですが、どうもまだ十分理解をで

きないという状況で、判断ができないという点で、同じ棄権の態度だということを表明しておきます。以上です。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） はい。

25番（西岡妙子君） 私も同じようなことで、ここにいますと、ここで座っていれば反対ということになりますので、退場すべきでしょうか。その辺がよくわかりませんが。

議長（吉本幸一君） それは本人にお任せをいたします。

25番（西岡妙子君） それでは棄権ということで。

議長（吉本幸一君） 質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第9号は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

〔23番 西岡一成君、25番 西岡妙子君退場〕

議長（吉本幸一君） これから議案第9号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

議案第9号を原案のとおり議決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、議案第9号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については議決することに決定がされました。

〔23番 西岡一成君、25番 西岡妙子君入場・着席〕

日程第13 瑞穂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（吉本幸一君） 日程第13、瑞穂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行い

ます。

議事に都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時48分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は29名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法につきましては指名推選で行うことに決定がされました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員の指名をいたします。

選挙管理委員には、広瀬正範君、船坂敏彦君、古川正巳君、浅野邦夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました広瀬正範君、船坂敏彦君、古川正巳君、浅野邦夫君が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をいたします。

選挙管理委員補充員には、第 1 順位 駒田寛治君、第 2 順位 高田洋征君、第 3 順位 棚橋武彦君、第 4 順位 酒井聖一郎君、以上の方を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第 1 順位 駒田寛治君、第 2 順位 高田洋征君、第 3 順位 棚橋武彦君、第 4 順位 酒井聖一郎君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選をされました。

日程第14 議案第10号から日程第26 議案第22号までについて（提案説明）

議長（吉本幸一君） 日程第14、議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてから日程第26、議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算までを一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今議会に提出させていただいております議案のうち、第10号から22号までの概要につきまして御説明をさせていただきます。

議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例については、新市発足に伴い市長職務執行者を設置しておりましたが、市長の決定に伴い、その必要がなくなりましたので、同条例を廃止するものであります。

議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳法の規定により、本年8月25日から住民基本台帳カードが交付されるのに伴い、交付手数料を定めるものであります。その内容は当初のカード交付は無料とし、再交付に限り1,000円を徴収するものであります。

議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、平成10年度に着手しました大月地区農村総合整備土地改良事業における今年度の施行に係る当該区域内の土地所有者、または耕作者から徴収する費用負担額を定めるものであります。これは、瑞穂市営土地改良事業賦課金徴収条例第2条の規定により、区域内の地積割を基準とし、平成16年3月31日までに総額110万7,000円を徴収するものであります。

議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結については、平成9年度に特定環境保全公共下水道事業の認可を受けて、巢南西地区145ヘクタールを整備推進するに当たり、処理場建設については日本下水道事業団に委託し、事業を進めてきましたが、最終年度であることから、引き続き下水道事業団と瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を結びたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億4,514万円とするものであります。

平成15年5月1日に旧穂積町と旧巢南町が合併し、瑞穂市が誕生いたしました。瑞穂市の予算としましては、暫定予算を入れた11ヵ月の予算となっております。

歳入においては、市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金等の交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、地方債を計上しております。

歳出においては、各款ごとに合併協議会での協議事項を尊重し、総務、産業、建設、民生、教育の各般にわたり、事業を計上しております。

また、歳入における不足額においては、合併による両町の歳計剰余金、財政調整基金繰入金を充てております。

議案第15号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億 9,376万 6,000円と定めるものであります。

財政事情が極めて厳しい中、医療費は毎年増加しており、より一層の経費削減に努めてまいります。

議案第16号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 5,271万 4,000円とするものであります。

被保険者数は 3,950人を見込み、計上しております。

議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億 7,009万 5,000円とするものであります。

今年度の給食対象人員は、児童・生徒 5,863人、その他 459人、計 6,322人で、給食日数を203ないし 214日と見込んでおります。

議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億 5,165万 6,000円とするものであります。

今年度歳出の主なものは、アクアパーク巣南建設工事委託として2億 7,800万円、管路布設工事4億 8,500万円、水道管移設補償 5,165万円などであります。

その財源は、国庫補助金3億 1,540万円、繰入金1億 9,682万 2,000円、起債4億 2,570万円であります。

議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,678万 1,000円とするものであります。

平成9年度から供用を開始し、現在汚水桝設置戸数 149戸のうち 133戸の加入で、89.3%の接続率であります。

歳出の主なものは、呂久クリーンセンター管理 630万円、下水処理場及びマンホールポンプ遠隔監視設備工事 105万円などあります。

その財源の主なものは、使用料 805万円、一般会計からの繰入金 1,736万円であります。

議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億 2,474万 4,000円とするものであります。

工事の主なものは、管路布設工事として1億 9,700万円、公共汚水桝設置工事 1,294万円などあります。

その財源は、受益者分担金 1,950万円、国庫補助金5億 5,701万円、一般会計繰入金2億

2,913万円、起債1億650万円であります。

議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,572万円とするものであります。

平成15年度は、土地再取得に伴う繰り上げ償還費元利合計14億914万円及び事業費558万円を計上しております。

歳入としては、土地売払収入、旧町歳計剰余金及び一般会計繰入金を計上いたしました。

議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算は、業務の予定量を、給水戸数1万2,117戸、年間給水量386万3,500立方メートルとして算定いたしました。収益的収入及び支出においては、収入予定額を4億3,313万3,000円、支出予定額を4億1,967万4,000円。

資本的収入及び支出においては、資本的収入を2億5,805万1,000円、支出予定額を4億1,855万6,000円とするものであります。なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び消費税収支調整額で補てんするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（吉本幸一君） 以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

散会の宣告

議長（吉本幸一君） 本日はこれにて散会をいたします。

6月27日の午後1時半から本会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

御苦労さんでございました。

散会 午後0時03分

